

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

( 整理番号 0603 )

第1回 栃木県最低賃金専門部会

令和6年7月31日 一部公開

開催日時	令和6年7月31日(水)	14時30分～16時40分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和6年度栃木地方最低賃金審議会第1回栃木県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 本日は全委員が出席され本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の専門部会は、栃木県最低賃金専門部会運営規程に基づき一部公開とし、公告の結果6名の傍聴申込みがあり、5名が傍聴することを報告。</p> <p>委員の皆様には、7月23日付けで、栃木県最低賃金専門部会委員に御就任いただいております。辞令につきましては、本日、皆様の席の机上に置かせていただいておりますので御確認いただければと思います。</p> <p>なお、本専門部会の議事につきましては、最低賃金専門部会運営規程第6条により部会長が進行することとされておりますが、このあと部会長及び部会長代理が選出されるまでのおきましては、事務局</p>
-----	--

<p>基準部長</p>	<p>において議事の進行をさせていただきます。 はじめに、労働基準部長より挨拶を申し上げます。</p> <p>栃木労働局労働基準部長の鷹中でございます。</p> <p>専門部会委員の皆様には、お忙しい中、本審に引き続き御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>先に開催されました第2回本審において、事務局から「令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安について」を伝達させていただきました。さらに、中央最低賃金審議会の会長からのメッセージ動画を御視聴いただきました。</p> <p>そこでの説明のとおり、栃木県は「Bランク」に位置付けられており、Bランクの本年度の目安引上げ額は50円となっております。</p> <p>このような目安引上げ額が中央より提示されたところですが、地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「事業の賃金支払い能力」を考慮して定めることとされております。</p> <p>一昨年度、昨年度ともに「過去最高の引上げ額」と言われましたが、それらをさらに上回る引上げ目安額が提示されているところですが、この3要素を考慮しながらの御審議は、例年になく難しいものであり、大変な御苦勞をおかけすることとなり、委員の皆様には、それらを総合的に勘案しつつ、御審議を尽くしていただけますようお願い申し上げます。</p> <p>本年度の栃木県最低賃金の審議に当たりましても、夏場の特に暑い時期、かつ非常にタイトなスケジュールの中での集中した審議となります。委員の皆様には、活発な御審議と併せ、円滑な専門部会の運営にも御理解を賜りますようお願い申し上げます。開催に当たっての挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、専門部会の「部会長及び部会長代理の選出」でございますが、最低賃金法第25条第4項の規定により準用される同法第24条第2項及び第4項の規定に基づき、部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から委員が選挙して選任することとされております。</p> <p>例年、公益代表委員から御推薦をいただき、委員の皆様にお諮りしておりますが、本年度におきましても、この方法で選任することよろしいかお諮りいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>各代表委員</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、公益委員協議において、既に推薦をいただいておりますので、発表いたします。</p> <p>部会長に杉田委員、部会長代理に黒川委員を御推薦いただいております。</p>

	<p>ます。</p> <p>お二人に当専門部会の部会長及び部会長代理に御就任いただくことを御提案いたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
事務局	<p>皆様に御賛同をいただきましたので、お二人に御就任いただくことといたします。</p> <p>それでは、これからの議事の進行につきまして、部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
杉田部会長	<p>杉田です。改めましてよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、ここから私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>この専門部会の議事運営に関しましては、「栃木県最低賃金専門部会運営規程」に基づき運営することとなります。</p> <p>この専門部会は、第1回審議会において、昨年同様に公労使三者が集まって議論する部分については公開すること、ただし採決が必要になった場合は採決の部分は非公開とするということでの運用が了承されておりますので、本日は一部公開とし開催をしております。</p> <p>傍聴の方は「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するとともに、審議中は事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の(1)「栃木県最低賃金の金額改定について」です。</p> <p>まず、中央最低賃金審議会が示した今年度の目安額についてですが、先ほど開催されました第2回審議会において、詳細な説明がありましたので、この場での改めての説明は割愛いたします。</p> <p>続きまして、事務局より資料が提出されておりますので、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 資料説明 —</p>
杉田部会長	<p>ただ今の資料説明に関して、何か御質問などございますか。</p>
中島委員	<p>資料5ページの最低賃金額と生活保護費の比較になりますが、栃木県の最低賃金は生活保護費を下回っていないということですが、実質的な可処分所得では、生活保護の非課税の部分を考えると単純にこのような比較にはならないと思いますが、そのところの見解を教えてくださいたいと思います。</p>
事務局	<p>こちらは、本省で作成した資料であり、具体的な計算方法に基づき計算し、すべての都道府県で最低賃金が生活保護を上回っているとい</p>

	<p>う結果になっています。</p> <p>最低賃金額の計算に当たっては、可処分所得割合として0.807を乗じて計算されております。</p> <p>以上です。</p>
中島委員	<p>可処分所得で比較しているのではないことはわかっていますが、最低賃金で働いている方は、そこに課税されて、実質的な生活ということからすると、生活保護を受給されている方との単純な比較はできないと思ったことでの発言です。</p>
杉田部会長	<p>他に御質問等がありますか。</p>
鈴木委員（労）	<p>はい。</p>
杉田部会長	<p>鈴木委員お願いします。</p>
鈴木委員（労）	<p>資料7ページに宇都宮市の物価の前月比、前年同月比が載っています。中賃の会長のメッセージにありましたが、物価を上げるときに、「家賃を除く総合、帰属家賃を除く総合」でみると述べられていたが、この表だとそれに値していないのかなと思います。</p> <p>次のページの表では、「持家の帰属家賃を除く総合」というのが載っていますが、1年間の比較を見るという意味では、資料7ページについても「持家の帰属家賃を除く」ものを用意していただければありがたいと思います。</p>
杉田部会長	<p>ただ今の御意見につきましては、事務局で適宜対応いただければと思います。</p> <p>他に資料に関しての質問や御意見等がありますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、労使それぞれの代表委員からは、資料の提出はございますか。</p>
各代表委員	<p>— 資料の提出なし —</p> <p>資料については労使ともないということです。</p> <p>それでは、本格的な金額審議に入るに当たり、まずは労使双方から、今年度における最低賃金改定の必要性、金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方などについてお聴かせいただきたいと思います。</p> <p>最初に労働者代表委員から、その後、使用者代表委員からお聴きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田部会長	<p>それでは、労働者代表委員から基本的な考え方をお願いいたします。</p>

鈴木委員（労）

す。

私から「労働者の基本的な考え方」について、6つほどポイントを絞ってお話いたします。

まず1点目、今年の春闘の関係です。

連合はデフレマインドを払拭し、地域経済のステージを変えようという認識で取り組んできました。そして、多くの労使で問題意識を共有できたことにより、33年ぶりの5%台の賃上げ結果に結びついたと考えています。一方で労働組合のない職場で働く労働者の多くが、中小企業で働く仲間や、いわゆる非正規労働者であり、そういった方々に最低賃金の大幅な引き上げを通じて、賃上げの流れを社会全体に広げていくことが重要であると考えています。

2点目です。物価高が続いております。今年の最低賃金引上げに対する労働者からの期待感は昨年以上に高いと思っております。こうした状況だからこそ、「私の賃金も、昨年以上に上がる」という期待に応えるために、県内経済、社会に向けて、審議会としての明確なメッセージを発信すべきであると考えております。

3点目です。最低賃金に関しましては、生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしい水準への引き上げが必要であると考えています。昨年、連合が確立した方針の中では、現行の地賃950円以上の地域は、本年の改定で1,000円以上への引き上げをめざしていくという方針を掲げています。本年の審議では、栃木県から「時給1,000円未満をなくす」ことは当然として、中賃の目安を尊重しつつも、Bランク内格差の是正や、政府が目指す2030年代半ばに1,500円という目標を1年でも早く到達させることが必要であるという認識でいます。

4点目です。栃木県の地域別最低賃金の現状については、連合のリビングウェイジを下回っています。栃木県においては1,070円、自動車保有がある場合は1,370円という賃金になっております。栃木県最低賃金は、絶対額として最低生計費を賄っていないという状況です。

また、昨年10月の改定以降の消費者物価指数（宇都宮市：持家の帰属家賃を除く総合）は、10月の4%（前年同月比）以来、ほぼ3%台の高水準で推移をしています。この物価高を加味しながら生計費を考慮した議論をしていきたいと考えております。

5点目です。足元の最低賃金近傍で働く労働者の生活は昨年以上に苦しくなっている状況です。私どもの関連団体の連合栃木総合生活研究所が6月末に県内の労働者を対象とした調査結果では、世帯年収の低い層ほど今後の生活は悪くなると評価をしております。また、世帯年収の低い層ほど生活の上で何らかの支出を切り詰めているという傾向が顕著になっております。低所得者の可処分所得の向上を通じて、生活を守り消費を促して、地域経済を活性化させる、そうした視点が重要であると考えています。

6点目です。パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限

	<p>額は、県内いずれの職種・地域においても栃木県最低賃金 954 円を大きく上回っている状況です。もはや現行の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であり、最低賃金の大幅な引き上げは妥当であると考えております。</p> <p>以上が労働側の基本的な考え方となります。</p>
杉田部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の労働者代表委員からの基本的な考え方につきまして、何か御質問などありますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田部会長	<p>それでは、続いて使用者代表委員からの考え方をお願いいたします。</p>
鈴木委員（使）	<p>私から使用者側の基本的な考え方について報告させていただきます。</p> <p>ポイントとしては2点ありまして、一つが「昨年度審議の振り返りとデータに基づく審議の徹底について」、二つめが「三要素についての現状認識と今年度審議に当たっての基本的な考え方」ということになっております。</p> <p>まず、一つ目の「昨年度審議の振り返りとデータに基づく審議の徹底について」です。</p> <p>これまで、最低賃金額の審議には、最低賃金法に定める三要素である労働者の生計費と賃金、企業の賃金支払い能力のデータに基づき審議されてきていたと思います。</p> <p>しかし、昨年度の審議では、中でも物価高騰による生計費の上昇を特に重視し、過去最高となる 41 円プラスとなりました。</p> <p>その結果、最低賃金引上げの影響率は昨年度審議会試算表より 18.05%に達し、日商が本年 1 月に実施した調査でも、現在の最低賃金額を負担と感じる企業は 65.7%と前年から 10.3 ポイント増加しています。また、全国での業務改善助成金の 2023 年度利用実績も件数で 2.4 倍、執行額で前年の 3.3 倍と急増しております。生産性を高め、事業所内最低賃金の引上げを図ろうとする企業が増えていることは望ましいと言えますが、昨年度の最低賃金大幅引上げによる企業経営への影響の大きさの一つの現れと言えます。</p> <p>使用者側としても、成長と分配の好循環実現に向けて、賃上げは極めて重要と認識し、傘下の企業に対し積極的な取組を呼びかけるとともに、原資の継続的な確保に向け、企業の生産性向上や労務費を含む価格転嫁の推進を働きかけているところです。</p> <p>しかしながら、働く人の生活を支えるセーフティネットとして、全ての企業に例外なく、かつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なります。</p>

物価と賃金の上昇局面が続き、賃上げへの社会的な期待感が高まる中で、最低賃金審議が引上げ方向に加熱し、データに基づく冷静な審議が損なわれることを強く懸念しております。

二つ目として「三要素についての現状認識と今年度審議に当たっての基本的な考え方」になります。

今年度の金額審議に当たって、政府の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024」や「骨太の方針 2024」等への配慮が求められていることは承知しております。そのうえで、使用者側としては、最低賃金決定の三要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考え方に変わりはありません。

三要素の足元の状況をみれば、生計費については、宇都宮市における5月の消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）は昨年同月比で3.6%と引き続き高い水準にある。使用者側としても、物価高騰が続く現下の局面においては、最低賃金近傍の給与で働く人の可処分所得に対する物価の影響については、十分考慮すべきであると考えます。

賃金については、栃木県経営者協会による第1回集計における社員数100人未満の賃上げ率は3.52%となるなど、中小事業者においても賃上げの動きは着実に広がっております。

企業の賃金支払い能力については、中小企業庁の「中小企業景況調査」（2024年4月～6月期）では、栃木県の全産業の業況判断DIは▲13.1と改善は見られず、原材料・商品仕入単価DIは70.3と依然高い水準にあります。

また、企業の賃金支払い能力は、宇都宮財務事務所の「法人企業景気予測調査」（2024年4月～6月期）では県内企業の全規模・全産業の業況判断DIは▲4.2と改善は見られません。

こうした三要素の足元の状況や、「賃金改定状況調査（第4表）」の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しております。

他方で、日商調査について、賃上げ率の分布をみると、「5%以上」の賃上げが全体の24.7%に達する一方、「賃上げ率0～1%未満」（19.5%）と「賃下げ」（5.2%）の合計が同じく、企業の対応には二極化の傾向がみられます。また、賃上げを実施する企業についても、そのうちの6割、59%は業務改善が見られない中でいわゆる「防衛的賃上げ」になっています。

厳しい人手不足の中でも賃上げに取り組むことができない企業が相当数存在する背景には、価格転嫁の問題があります。

中小企業庁の価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査結果では、7割以上の転嫁ができている割合はコスト全般で34.9%、労務費では28.4%にとどまります。また、約2割（19.8%）の企業が全く転嫁できていないと回答しており、価格の適正化については、官民を挙げて取組を進めているものの、未だ道半ばという状況です。

	<p>最低賃金の審議に当たっては、全体平均値としての賃上げ率だけでなく、賃上げに取り組めない、あるいは最低賃金引上げ分を含め、労務費等のコスト増を十分に取引価格に反映できていない企業が相当数存在するという現状についても十分に考慮すべきと考えております。中小企業の賃金支払い能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があることを強調しておきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
杉田部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の使用者側の基本的な考え方について、何か御質問などありますでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田部会長	<p>私の方から一点よろしいですか。</p> <p>賃上げ率の分布に二極化が見られるというお話の中で、「防衛的賃上げ」ということが出てきましたが、「防衛的」とはどういう意味かお伺いしたいのですが。</p>
鈴木委員（使）	<p>いちばんの理由としては人手不足ということで、業績に見合った賃金の提示ではなくて、本来提示する額よりも上げて背伸びして賃金を上げているという状況です。それが防衛的賃上げの理由の一つであります。</p>
杉田部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、今年度においても最低賃金改定が必要である旨、労使双方の御意見を確認いたしましたので、このあとは、それぞれの基本的な考え方を踏まえ、具体的な改定額の審議を進めていくこととします。</p> <p>なお、双方の基本的な考え方には、現時点では大きな隔りがあるようですので、具体的な金額審議に当たりますとは、労使それぞれ別室にて協議を行った方がよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田部会長	<p>それでは、これ以降の協議につきましては、公労使それぞれの協議室にて行います。公労協議・公使協議は、公益協議室に適宜御足労いただいで協議を行うこととします。</p> <p>これ以降、しばらくの間は、三者が揃って協議する場面ではありませんので「非公開」とします。</p> <p>本日の協議の最後に、各委員にはこの会場に再度御参集いただき、本日の協議内容の確認及び本日時点でのまとめを行うこととします。</p>



	<p>ただし、短期間での集中した協議を行うため、本日、三者が再度参集することとなる時刻につきましては、現時点では未定であり、まったく読めない状況となっています。</p> <p>傍聴人の方々におかれましては、今の事情を御理解の上、再度三者が揃う場面までお待ちいただく場合には、事務局の指示にしたがってお待ちくださいますようお願いいたします。</p> <p>では、協議室での協議時間は10分程度として、最初に労働者代表委員から御意見を伺います。</p> <p>労働者代表委員は、協議室での協議が終了しましたら、協議室前で待っている事務局に声をかけていただき、公益協議室にて公労協議を行いたいと思います。</p> <p>その後、公労協議が終了しましたら、使用者代表委員から御意見を伺う公使協議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	<p>それでは、事務局は公労使委員をそれぞれ協議室へ御案内ください。</p> <p>《《 以降非公開 》》</p> <p>— 協議室にてそれぞれ協議 —</p> <p>—— 第1回 公益・労働者代表協議 ——</p> <p>—— 第1回 公益・使用者代表協議 ——</p> <p>—— 第2回 公益・労働者代表協議 ——</p> <p>—— 第2回 公益・使用者代表協議 ——</p> <p>—— 第3回 公益・労働者代表協議 ——</p> <p>《《 以降公開 》》</p>
杉田部会長	<p>それでは、公労使三者揃っての審議を再開します。</p> <p>以降の審議については、三者が揃って議論する場面となりますので、「公開」といたします。</p> <p>本日は、今年度の最低賃金引上げに関する労使双方の基本的な考え方を踏まえ、労使それぞれの代表委員と個別に協議を行い、審議を進めてまいりましたが、労使それぞれの意見に隔たりがあり、今日はこれ以上の進展は望めないと考えますので、日を改めて審議したいと思います。</p>

事務局	<p>います。</p> <p>それでは、事務局より本日の労使双方の主張確認をお願いします。</p> <p>本日の労働者代表委員と使用者代表委員の主張を確認させていただきます。</p> <p>本日の第1回専門部会では、公益協議を挟みながら、公労協議、公使協議を行い、最終時点におきましては、労働者側からは、59円の引き上げ提示があり、使用者代表委員からは、46円の引き上げ提示がございました。</p> <p>以上、御確認をお願いいたします。</p>
杉田部会長	<p>ただ今の事務局の確認内容でよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田部会長	<p>それでは、本日の金額審議はここまでとします。</p> <p>次回は、8月2日（金）13時30分から第2回専門部会となります。</p> <p>本日は、お互いに相手方の主張に真摯に耳を傾け、少しずつ歩み寄りを見せていただきましたが、現時点では、それぞれの金額に隔たりがありますので、労使各委員は次回までにさらなる検討をよろしくをお願いします。</p> <p>続きまして、議題（2）の「その他」ですが、何か御質問等ありますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田部会長	<p>質問等がないようであれば、今後の審議日程の確認をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 審議日程説明 —</p>
杉田部会長	<p>ただ今の事務局説明に関して、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田部会長	<p>特に御質問などが無いようですので、以上をもちまして第1回専門部会の議事はすべて終了となります。</p> <p>本日の議事につきましては、運営規定第8条第1項の規定により議事録を作成することになります。また、議事録については、同条第2項但し書きの規定により議事録の一部を公開とし、第3項の規定による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>

各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議 —
杉田部会長	<p>それでは、労働者代表鈴木徹也委員、使用者代表鈴木健治委員にお願いします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第1回栃木県最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>